

# 說 林

## 嘉慶十六年の天主教禁壓

矢 澤 利 彦

- 一 陝西省に於ける張鐸徳の逮捕
- 二 陝西事件の處理
- 三 甘家斌の奏請
- 四 無職宣教師に對する歸國命令
- 五 高臨淵等の離京
- 六 天主教失察官吏に對する處分規定

### 一 陝西省に於ける張鐸徳の逮捕

嘉慶十年（西紀一八〇五年）支那天主教會の上に

嘉慶十六年の天主教禁壓

禁壓の嵐が見舞つて後五年間程は、教會は蓋して平穩であり、宣教師達は種々の點に於いてその行動を制限されながらも、祕かに當局の監視の目をくゞつて依然傳道を續けて居た。然るにはからずも陝西省に於いて一支那僧が逮捕されたのを端緒として、教會は又もや新しい禁壓を受けることゝなつた。

この端緒となつた事件に關する陝西巡撫董教增の極めて詳細なる摺（きり）（嘉慶十六年二月十三日付）が、「清代外交史料」嘉慶朝卷三に掲載されて居る。左に引用するのが同摺の初めの部分である。

據扶風縣知縣秦梅稟報、本年正月初九日、訪聞、有天主教張姓、在境誦經傳教、當即親詣該犯寓所、將張鐸徳拏獲、並搜起經卷書籍及十字架等

項、提解來省、臣率同司道、詳加研訊、據張鐸德供、年四十二歲、興平縣人、乾隆五十七年到京城天主堂、學習念經、曉得經內道理、嘉慶四年、經南堂大人湯士選考得四品、西洋以品多爲貴、六年、湯士選見我學識甚好、又考得七品、給銀十兩、錢二十千文、令往山西、尋監牧路姓、派伊執事、隨攜帶天主經卷書籍、尋至山西平遙縣城內安洪道家、見了路姓、係西洋人、教名亞祿依斯伍斯恭撒格、在彼傳教、我隨同教中講究經卷、住了四年多、十一年、路姓令我往甘肅各處訪問同教、講究十誠道理、並給有示諭一紙、十五年十二月二十五日、行至陝西扶風教友陳洪智家、講說經理、今年正月初間、有王克智、方作禮、高多祿、李愛鳥、汪保祿、陳安得力、李得望、張太祥、盧棲鳳、盧新月、盧愛、何孝、皆登元、盧三有、盧恩等十五人、先後到彼拜年、因一同聽講念誦、初九日、被扶風縣訪拿、查起書籍神像等物、到案、解省、訊究、我所講經卷、不

過勸人修身行善、其考取七品、及出外行教、現有西洋字信一封、可向西洋堂查問、並沒爲匪不法、亦無書符、念咒、索取銀錢情事、西洋堂湯士選故後、就是路姓爲尊、他在山西、並無一定住址、如今或在山西、或回西洋堂、我出外日久、實不知道。

先づ文中に見える西洋人の原名を明かにする必要がある。湯士選とある者が、フランシスコ派の第三會(Tiers-Ordre de S. François)に屬し、一七八二年北京の司教に任ぜられ、一七八四年同地に到つた葡萄牙宣教師 Alexandre de Gouvea であることは言ふまでもないとして、いま一人の路姓即ち教名亞祿依斯伍斯恭撒格は何人に比定すべきであらうか。後に引くやうにこの禁歴に關する當時の最も詳細且つ信憑するに足る西洋人側の史料は、*Nouvelles lettres édifiantes des Missions de la Chine et des Indes orientales* 第四卷に載せられて居る、一八一二年三月二十五日付の Richenet 師(佛蘭西ラザリスト)

の手紙であるが、その中には路姓に當る宣教師のことを陝西の法皇代理 (Vicaire apostolique du Chen-si) として居るだけで、その本名を掲げて居ないので、これが誰に當たるか一寸見當がつらぬかぬのである。然るに Moidrey 氏の名著 *La hierarchie catholique en Chine, en Corée et au Japon* の山西及び陝西法皇代理區の條に、同區第十四代の法皇代理として Antoine-Louis Landi の名を載せ、左の如く略傳を副へて居る。

Antoine-Louis (Aloysius) Landi, 路, O. S. F. (alias Antoine-Marie); né à Segna; arrivé en Chine, 1783; missionnaire de la Propagande; arrêté au Hou-koang en août 1784; en prison à Pé-king; libéré, 9 nov. 1785, et exilé aux Philippines; revient en 1804; évêque d'Antbedon en 1<sup>re</sup> Palestine (Antbedonensis), 1804. + le 26 oct. 1810 à Tongenul-k'ou 洞兒溝 (18)

嘉慶十六年の天主教禁歴

又續して

主教類思路公之墓。公意國人、自幼入聖方濟各會精修、乾隆四十八(一七八三)年來華被拿、下刑部獄、八月後遂於小呂宋、旋返於嘉慶九年、簡授安代多府主教、總理秦晉教務、嘉慶十五(一八一〇)年西十月二十六日、壽終於洞兒溝、即葬、光緒十七年遷葬於此。(19)

と云ふこの宣教師の漢文墓碑銘を載せて居るので、これによつて董教增摺に見える路姓即ち亞祿依斯伍斯撒格は實は Moidrey 氏の傳へる Antoine-Louis (Aloysius) Landi 即ち主教類思路公に比定するものであるとの推測が成立するのである。亞祿依斯伍斯は蓋し Aloysius の音譯に外ならなからである。而して右略傳によれば Landi は一七八四年の禁歴に際し、湖廣に於て拿捕されたとあるが、Nouvelles lettres édifiantes 第二卷七十二頁に記されて居る、同年湖廣に於て捕へられた西洋人の姓

名の中に、トスカナ生れの伊太利フランシスカン Louis de Signa の名が見えて居り、該史料に相對する漢文史料である「定例彙編」江西卷六十八所載の「接引西洋人、傳習天主教、審擬治罪、刑部爲違旨事」と云ふ文獻の中には哆嘶噶哪(トスカナ)人吧地哩囉唎又の名路一色が乾隆四十九年湖廣に於いて逮捕されたと述べられて居る。思ふに以上の路姓即ち亞祿依斯伍斯恭撒格(Antoine Louis (Aloysius) Landi. 類思路公、Louis de Signa. 吧地哩囉唎、路一色等はすづれも同一人を指したと推定して差支へないものであらう。

さて前掲董教增摺の内容を簡単に述べれば次のやうなことになる。陝西省扶風縣知縣秦梅は境内に天主教徒張某が來つて傳教を行つて居ると云ふことを探知し、嘉慶十六年正月九日親しくその住處を襲ひ、首犯張鐸德並びにこれに従つて習教して居た王克智以下十五人の者を捕へ、同時に押收した經卷書籍の

類と共に彼等を省城に送つた。陝西巡撫董教増は事の容易ならざるを知つて、部下と共に事件の追究に著手した。首犯張鐸德の供述によつて下の如きことが知れた。即ち張鐸德は陝西省興平の人で年は四十二歳である。乾隆五十七年北京の天主堂に到つて天主教を學び、嘉慶四年南堂の長であつた Gourrea より試験の結果四品の位を貰つた。同六年 Gourrea は張の學識の進んだのを見て七品の位を與へ、給するに銀錢を以てし、山西に行つて、同省の法皇代理たる Landi 師を訪れ、同師の命を受けて地方傳道に従事するやう命じた。そこで張は天主教の教理書・文獻の類を携帯して山西平遙縣城内の安洪道の家に到つて Landi に會ひ、以後四年餘りこの地にあつて同志と共に教理書を講究した。十一年、Landi は彼に對して甘肅省の各地に到つて同教者を訪問し、教理を講究することを命じ、その際一通の示諭書を與へた。十五年十二月二十五日陝西省扶風縣の教徒陳洪

智の家に於いて教理を説いたが、十六年正月王克智以下十五人の者が同家に到つて年賀するに及び、彼はこれらの衆徒に説教した。然るに九日に至つて扶風縣知縣のために終に訪拿されてしまつた。彼が講ずるところの經卷は、唯人に修身行善を勧めるだけのもので別意はなく、Landi 師に就つては昔は山西に居たが、一定の住址を持つて居ないので、今はどこに居るか分らない云々。

以上の中で少しく解釋を加へる必要のあるのは張鐸徳が四品・七品と云ふ位階類似のものを Gouvea より得たといふ點である。これは教會に支那の位階制度に似たやうな數等を以て示される一種の位階制度が存したことを傳へる文字である。併し支那教會に限らず一般教會にかゝる制度があつたことを記した資料は、管見の及ぶ限りに於いては、この一聯の資料以外に見ることが出来ない。勿論カソリック教會には Hierarchy と云ふ獨特の階級制度が存在する

が、これは決して數等を以て示される位階制度とは異り、Pope←Cardinal←Patriarche←Archevêque←Evêque←Prêtre と云ふ制度、即ち「定例彙編」卷六十八に「西洋地方信奉天主教、有教化王、總掌教事、其下爲大主教、又次爲主教、最小神甫」と見える僧職制度に外ならぬのである。然らば張鐸徳の得た四品とか七品とか云ふものは何であらうかと云ふに、先に觸れた Richenet の手紙に、「張は北京の司教 (Gouvea) の試験を受け、彼から Ordres mineurs (支那語では四品) 及び Prétrise (支那語では七品) を受けた」とあるのはこの問題を解く鍵となる。Ordres mineurs とは聖フランシスコ會の別稱であり、該會士のことを Frères mineurs とも言ふ。故に「彼から Ordres mineurs を受けた」と云ふ句は「彼からフランシスコ會員たるの資格を受けた」と解すべく、又 Prétrise は勿論 Prêtre (神甫・司鐸) 職の義である。かく見れば四品と云ふのはフランシスコ會

員たるの資格を指し、七品とは神甫、司鐸を意味するものであることが判明する。果して然らばこの四品・七品と云ふのは僧職に對する便宜的な言ひ表し方に過ぎないのであつて、數等を以てする位階制度の如く見えたるものは、實は Hiérarchie の段階を支那人に分り易いやうに數等を以て假稱したゞけのものであると推定し得るのである。

本論に戻り、陝西巡撫董教增は二月十三日付の摺に於いて、先づ前掲の如き張鐸德查拿の 大要とその供述の大略を述べた後、押收した經卷中に見える「領聖體」(Communion)・「告解」(Confession)・「耶蘇被釘在十字架」(Crucifement) 等に就て説明し、キリスト教では苦痛を受けることが多ければ多い程、その酬むられるところは 大であるとして居るため、愚民入教者が容易に背教を肯んぜず、執迷悟らないのであると斷じ、次いで張鐸德以下の犯人には乾隆四十九年十一月の上諭、並びに嘉慶十年六月の上

諭に従つて左の如き刑を與ふべきであるとなし、

今張鐸德以内地民人、入堂考有品級、出外傳教、實屬不法、自當欽遵高宗純皇帝諭旨、發往伊犁、給厄魯特爲奴、其隨從講經之陳洪智等、皆係無知被惑愚民、訊無不法情事、應請先行柳示、飭該地方官詳加開導、若能悔過自新、卽予省釋。

續いて

是西洋堂、乃天主教之根柢、不絕其根、無從剷其萌蘖。

と言ひ、最後に

伏祈聖明勅行欽天監衙門、嚴查西洋堂、現在有無漢民在彼誦經考秩之人、主持教事、是否卽係路姓、路姓會否同京、西洋堂自湯士選故後、是否並無掌教之人、所稱總牧司鐸、分在各省、共有若干名、一併嚴拿、按例治罪、庶其教不待禁而自戢矣。と結んで、北京天主堂の審査と、地方在住宣教師の嚴拿とを求めたのであつた。

尙ほ吾々は西洋側の記録を参照することによつて事件の真相を一層明かにすることが出来る。今 *Novvelles lettres éditantes* 第四卷に掲載せられて居る *Dufresse* の手紙<sup>(21)</sup> (一八一一年十月二十日付) を見ると、この事件に就いて次の如く述べられてある。

吾々は本年の五月色々な方法によつて張と云ふ支那神甫が陝西省に於いて捕へられ、同省省垣に連行されたと云ふ事實を知つた。彼は投獄された上、極めて残酷な刑責を加へられた。外人と交通して居たと云ふことが彼の許されなかつた理由である。事件の初め、張は秘かに手段を構じて二人の家人に命じ、一通の書簡を陝西に住する司教のもとに齎して事情を知らしめんとした。二名の使人は中途にして拿捕され、携行して居た書簡は押收された。彼等は併し巧みに逃亡することが出来たが、書簡のみは省城に送られた。この書簡には署名がなかつたので、張

はそれを以て自分の書いたものであるとは認めず、又その書かれた内容に就いて全く知らぬやうな風をした。と云ふのは役人達は彼をしてその書簡の宛てられた司教の居處を白状させようと欲したからである。

文中に見える張鐸徳が司教 (こゝでは *Vicaire Apostolique* 即ち *Landi* を指すものであることは明かである) に宛てた書簡のことは董教増の摺にも *Richenet* の書簡にも出て來ず、唯董教増の摺には張が甘肅に到る際 *Landi* が彼に與へた「示諭一紙」が押收されて居たことを記し、*Richenet* は又「支那僧 (張鐸徳) の逮捕と同時に差押へられた牧師 (*Landi*) の書簡中に見える牧師の名が、……外國人に對して猜疑的になつて居た支那人の疑惑を深めたのである」と述べて居るだけである。張鐸徳の書簡に關して董教増及び *Richenet* が何等の記述をも行つて居ないのは、彼等の所傳が不充分なためとすべきであ

るか、或ひは又 Dufresse の傳へに抑々謬りがあり、張鐸徳の書簡と云ふのは實は路姓即ち Landi の書簡であつたものを、傳聞の際に間違つたものと見るべきであるかと云ふことになると、この際容易に決定することは出来ないけれども、張鐸徳が役人達によつて取調べられた際、何事もつゝみかくすことなく答へ、殊に本來ならばその名を出すを遠慮すべき路姓即ち Landi に關して容易に供述を行つて居るのは、恐らく既に役人達に Landi に就いての或種の確證を握られて居たからであると考へられるから、こゝでは Dufresse の傳へを一應認めて置くこととする。

然らば董教増は果していかなる理由から、摺奏を行ふに至つたかと云ふに、それは Richenet が、

純粹形而上的權威に就いて何等の觀念をも有しなかつた役人達は、歐人宣教師が支那に於いて皇帝の如き行爲をなして居ると考へた。宣教師

達は自己の役人を命じ、これらの者にその監督すべき地方を與へて居る。地方在任の歐人と北京の歐人との間には互に通信があり、かくの如き方法によつて歐人達は刻々帝國の主となりつつあるのだと想像した。又支那役人達は、北京の歐人がこの所謂支配計畫の中心であり首謀者であると見た。

と言つて居る點に基づくものであらう。蓋し董教増の摺によつても明かな如く、西洋人が支那人に僧職を給し、これにその傳道地域を規定して、地域内の天主教徒の監督に當らしめて居た事實を、恰も宣教師等が支那人に官職を與へ、これに種々の世俗的權力を賦與して居るが如く考へ、かゝる事情は帝國の秩序を害すること著大なものがあるから、先づ該組織の中樞である北京天主堂を嚴重に取調べ、他方に於いてはそこより派遣されて地方に赴いて居る西洋人を逮捕する必要があると云ふ點から、終に摺の上呈

となつたのである。尤も Richenet は

陝西の巡撫（董教増）はこの事件を厭々ながら報告したことは確かである。彼は僧（張鐸徳）を捕へた役人（秦梅）を叱責し、事を秘密裡に葬り去るやう彼に命じた。然るにこの役人は、僧のなした或種の供述によつて痛く感情を刺戟されて居たので、事件をあくまで追究しようとし、これを北京に報告しようとして努力して居た。そこで巡撫は自分の地位を危くされるのを怖れて自から上訴したのである。<sup>(15)</sup>

と書き、實際に事件を重大視し、これを追究しようとしたのは陝西巡撫董教増ではなくて、寧ろ扶風縣知縣秦梅であるとして居る。既に康熙乾隆の全盛時代を過ぎ、諸般の紀綱がゆるぎ始めて居た嘉慶後半期に於いて、地方の大官がひたすら媮居を希み、自己の管轄内より出来るだけ事件を出すまいとして居たことは想像に難くないから、恐らく Richenet の言葉

は信じてよいものと考へられる。

## 二 陝西事件の處理

嘉慶十六年二月十三日付の董教増の摺は、種々の參考文獻と共に間もなく北京に到着した。その結果同月二十六日、皇帝は軍機大臣に向つて大要左の如き諭旨を降すに至つた。

天主教は邪説を傳へて愚民を煽惑するものであつて、風俗人心を害すること最も甚しい。故に既に嚴重なる例禁があり、有司は犯人を見つけた第これに懲罰を加へることになつて居る。陝西省の捕へた張鐸徳の供述によれば、天主教中には教化皇（Pope）總牧（Vicaire general）、司鐸（Prieur）等職官類似の名目があり、品級をたて、品數の多きを以て貴しとして居る。彼張鐸徳は内地民人たるにも拘はらず、大膽にも西洋堂中に混入して習教し、試験を受けて品級を得、

總牧の命によつて外方に出で、多くの者を煽誘

した。故に彼に對しては嚴重な懲罰を加へる必要がある。今管理西洋堂務の大學生祿康等に飭令して、西洋堂にあつて現在漢人が習教し、官職を受けんとして居るかどうか、掌教の人があるかどうか、路姓 (Landi) が歸來して居るか否かを嚴重に取調べしめ、若しこれらの者が居るやうであつたら早速逮捕せしめるつもりである。

又司牧總鐸 (Vicaire apostolique) の如きものが地方に居るならば、これも各省に命じて查拏治罪せしめるであらう。張鐸德に對する刑罰は董摺の如く、伊犁に發往し、額魯特人に給して奴となさしめるを適當とし、陳洪智以下に對しては先づ枷示を行ひ、次いで地方官が開導を加へ、若しそれでも執迷悟らなければ例に照して發遣すべきである。今後も天主教徒を取締り、犯人あらばこれを重懲して少しでも寛宥があつてはな

らぬ。以上の諭旨をば董教増に知らせてやれ。<sup>(8)</sup>

軍機大臣等は直ちに右の諭旨を陝西巡撫董教増に字寄すると共に、この事件に關する一件書類を西洋堂事務戶部尙書祿康等に轉交し、西洋堂の査索に當らしめた。<sup>(9)</sup> かくて祿康等は命を奉じて西洋堂に到り、欽天監正福文高 (Domingue Joachim Pereira) <sup>(10)</sup>、監副李拱宸 (Joseph Nunez Ribeiro) <sup>(11)</sup>、同高守謙 (Monteiro da Serra) <sup>(12)</sup> に向つて董教増の摺中に見える諸情節に就き逐一訊問を加へた。これに對する宣教師達の返答は左の如きものであつた。

我們西洋本國、原設有官職、我等供奉天主教、原是出家、並無官職、我等自西洋來京、無非爲供奉天主、那有加品稱職的事、所有從前內地民人有願入天主教的、我們並不攔阻、自嘉慶十年間奉旨查禁傳教、我們就不敢叫外人進堂念經、福文高・李拱宸是嘉慶六年來京、高守謙是九年來的、已死的湯士選從前有無著人外省傳教、我們實不知道、現

今我們西洋東西南北四堂、除看墳地並莊子種地之人、別無在外的人、湯士選已死三年有餘、我們遍查數年前堂中、并無路姓其人、想是外省的人、假我們西洋堂名目、在外誑誘愚人也未可知、我們聽知也實在氣忿、如路姓來京投我們西洋四堂、我們一面稟知中堂大人、并告知看堂的官人、將他拏送衙門訊辦、斷不敢隱瞞、所具甘結是實。

宣教師達の右の言葉は果して眞實を傳へたものであらうか。第一に自分達は出家の身であるから官職と云ふものを持たず、従つて「加品稱職」等のことがないところではどうか、成程「加品」即ち、一品・二品と云ふやうな品等を加へる制度は前述の如く天主教には無かつた模様であるが、「稱職」がないとは決して言へぬ。即ち *Prêtre* (司鐸)・*Vicaire général* (總牧)等は單なる稱號と見るべきものではなく、各自それに相當する職掌を有するものであつて、僧侶としての役職であることは確かである。故に「稱職」

のことがないとした宣教師達の言葉は正しくないものと云はねばならぬ。次に嘉慶十年以後支那人の入堂を西洋人達が拒んで來たと云ふのはどうか。これは勿論虚言であらう。と云ふのは本事件が更に進展し、天主堂に對して尙ほ一層監視が加はつた後に於いてすら、支那天主教徒は僅かな贈賄を衛兵達に行ふことにより容易に天主堂に出入し、宣教師又大いにこれを歓迎したと傳へられて居る程であるから、況んやそれ以前に於いては支那天主教徒は一層容易に入堂し得た筈であり、これを宣教師が拒んだとは思はれぬからである。最後に天主堂は嘉慶十年以後人を地方に派して傳道せしめたこともなく、又路姓に就いては何も知るところがないと云ふのも極めて怪しく、路姓即ち *Landi* は先の北京の總牧湯士選 (*Alexandre Gouvea*) と同じくフランスシスノ會に屬して居たのであるから、この兩者の間に連絡を有したであらうことは充分に想像の出來ること、宣教

師達、就中湯士選の後を受けて臨時に北京傳道を監督した李拱宸 (Joseph Nunez Ribeiro) が彼を知らなかつたとは信ぜられない。それでは宣教師達は何故かくの如き虚構の供述を行つたのであらうかと云ふに、それは蓋し彼等が禁制を犯して支那人に傳教を行つて居た事實の暴露されることを怖れたため以外ならない。然も又直接彼等を訊問した管理西洋堂事務戸部尚書祿康等にしても、若し董教增摺に述べられて居るやうな事實が存在したとするならば、その責任は明かに西洋堂監督の任を負つた自分達の上にと及ぶのであるから、董教增摺の内容を否定した宣教師達の結稱を、渡りに舟とそのまま乃至は一層誇張して上奏したのであらうことは想像するに難くない。

さて嘉慶帝は同日軍機大臣に對して左の如き上諭を行ひ、これを陝西巡撫董教增に知らせよと述べた。

前據董教增奏拏獲天主教傳教人犯張鐸德供出、

主持教事之路姓、或回西洋堂、請飭拏治罪、並請嚴查該堂、現在有無漢民在堂誦經考秩之事、當降旨交管理西洋堂務大學士祿康等查拏、本日祿康等奏、據監正福文高等結稱、西洋堂並無加品稱職等事、至湯士選現已病故、從前有無著人在外傳教、實不知道、自嘉慶十年查禁傳教以後、不敢叫人進堂念經、遍查數年前堂中、實無路姓其人等語、該犯等傳教煽惑行蹤詭秘、今既據查明路姓並未來京、著董教增仍向現獲犯內、嚴究路姓實在下落、並此外各處傳教之人、尙有若干、保何省分、一體飛咨緝拿、至該犯等出外煽誘、諒非一日、是否嘉慶十年奉旨嚴禁以後、一併向該犯等嚴切根究、據實具奏。

要するにこの上諭は、大學士祿康等の上奏に基き、西洋堂には從來加品稱職等のことはなく、又嘉慶十年以後漢人にして入堂する者はなかつた。他方路姓が西洋堂に來つたと云ふ形跡も存しないから、董教

増はその拿捕した犯人を更に嚴重に取調べて路姓の在處をつきとめ、併せて他の傳教人もも緝捕するやう手配せよと云ふものである。而して軍機大臣より該上諭の字寄を受けた陝西巡撫は直ちにその主旨に従つて張鐸德等を取調べたものと見え、やがて十六年五月二十二日には大體次のやうな上奏を行つて居る。

臣が部下と共に張鐸德を更に訊問したところ、自分は嘉慶七年三月山西省平遙縣城内の安洪道の家で路姓に會ひ、彼に隨つて經卷を講究したが、後十一年彼の命を受けて地方傳道に赴き、十五年十二月陝西省扶風縣に到つた際に、同地で捕へられた。従つて自分は永らく彼とは會つて居ないので、彼が今尙ほ山西省に居るかどうかわらないのであるとの答へを得た。一方山西省の咨稱に據れば、同省は安洪道を撃獲して訊問したが、この男は路姓に就いて知るところがな

いと供したとのことであつた。かくて臣等は張鐸德に對して一層の嚴訊を加へた。然るに張は依然として安洪道は確かに路姓の居處を知つて居ると固執した。又其後山西よりの報告によれば、安洪道は既に病氣によつて死亡し、その近所の者を招致して訊ねて見たが、何れも路姓の居處を知らなかつたとのことである。路姓は張の供するところによれば、歲既に七十を越し、面に病容があつたと云ふことであるから、現在果して生きて居るかどうかは確言出来ないものがある。上諭に見えて居るやうに嘉慶十年以後西洋堂に漢民の入堂する者がなかつたと云ふのは信すべきであると思はれるが、司鐸と云ふやうな名稱が無かつたとするのは恐らく誤りであらう。張鐸德はその供述が安洪道のそれと合致しなかつたので、尙ほ省監に留めて置いたが、今安洪道は既に死んで了つたのであるから、先の

諭旨に従つて直ちに伊犁に送り、厄魯特に給して奴と爲さしめることとする。又習教者陳洪智及び王克智以下十五人の者は、扶風縣知縣秦梅が詳に開導を加へたところが、皆改悛して宥恕を乞うた。故に彼等の治罪を免じ、省釋を與へられんことを願ふ次第である。

右の主旨を盛つた董教増の摺は、張鐸徳の事件に關する最後の文書で、これによつて事件は一應の落着を見たのである。併し路姓即ち Landi の問題だけは尙ほ未解決のまゝ残されて居た。然らば Landi はこの時一體何處に居たのであらうか。右の奏摺によれば、張鐸徳は「路姓年已七十、面有病容」と供述したと云ふことである。本稿の初頭に掲げた Moidey 氏の Landi 傳に従へば Landi は西紀一八一〇年十月二十六日に洞兒溝(河北省臨榆縣?)で死んだことになつて居る。西紀一八一〇年十月二十六日は嘉慶十五年九月二十八日であるから、*Moidey*

の言を信じれば、董教増が本事件に關する第一次の摺奏を行つた嘉慶十六年二月十三日には既に路姓は死亡して居た譯になる。しかも *Moidey* の Landi 傳は彼の墓碑に徴して誤らないものであるから、私はこの事件が生起した時には既に路姓は死亡して居たと見度い。張鐸徳が訊問されるに際して「路姓年已七十、面有病容」と述べたと云ふのはこの推定を確かめるものでなければならぬ。尙ほ安洪道の供述と張鐸徳のそれとが符合しなかつたと云ふのは、恐らく安洪道が虚供したのであつて、當局にして兩者の對質を行つたならば虚實は必ず明かにされたいと思はれる。兎に角董教増の二度目の摺が上呈されたのは、路姓が既に死んでしまつてから實に九ヶ月もの後であつたのである。これでは當局がいかにか路姓の查撃に努めたとしても到底功をあげ得る筈がなかつた。何故ならば彼は山西にも北京にも居らず、遙かに人力の及ばざる冥土に旅して居たからである。

### 三 甘家斌の奏請

陝西省に於ける天主教迫害は董教増の第二次摺奏によつて一應の落著を告げた。思ふにこの事件は支那當局の天主教に對する關心を喚起せしめるに役立つたことは否めないが、未だこれは一般的禁壓を生起せしめるに充分なものとは言へなかつた。従つて該事件は單なる地方的問題として終らうとしたのである。然るに同年五月（西曆）、既に天主教に對し或種の惡感情を懷き始めて居た當局者の疑心を、一層深めるやうな事件が突發した。Richenet はそれに就いて左の如く語つて居る。

西洋堂（北京）の一つに附屬する店舗や住宅の家賃受取り役をして居た一雇人（代理人）は、支拂ひを拒絶した或る店子のことに就いて管轄衙門に訴へ出た。衙門の命によつて支拂ひを餘儀なくされたこの店子は、終に北京でよく行は

嘉慶十六年の天主教禁壓

れるやうに現金の代りに手形を與へた。暫くの後受領人はこの手形を以て或る商人への現金支拂ひに代へた。次いでこの商人は發行人たる店子のところへ手形を廻した。然るにこの手形は初め作られた時に何らかのトリックが構けられてあつたのか、それとも後に他の缺點あるものと變へられたのかどちらであるかは不明であるが、兎に角店子は代理人の與へた手形は正しくないものであると主張した。その上彼は三百代言の手を借り、代理人を偽造者として告訴した。手形の價値の二三倍にも當る金を費して彼は裁判に勝つた。代理人は衙門に引き出され、手形の偽造者であると云ふことを白狀するやう強要された。彼はこのため數日間繰返し殘酷な拷問を受けた。かくもげがらしい不正と殘忍さにたまらなくなつた宣教師達は、所管大臣に苦情を持出した。同大臣（管理西洋堂務大臣）は前

第三七卷

三六五

記衙門の大臣（刑部尙書か）に強硬なる書状を

送り、自己の下屬に對して當然なすべき監督を

怠れるを批難した。代理人は直ちに放免され、

店子はその提出した金錢にも拘はらず重罰に處

せられた。裁判官は代理人を送り返へす時に言

つた。「汝は有力な保護者を持つて居るやうだ。

余は最早これ以上汝を罪することは出来ぬ。併

しその中にはきつとやつて見せるつもりだ」と。

これによつて彼が將來天主教徒を攻撃する意志

のあることを示さうとしたものであることは確

かである。

Richenet の右の傳へに相對する支那側史料は不

幸にして存在しないので、その傳へが何處まで正し

いものかは斷定出来ないが、別にこれを否定する史

料も存在しないのであるから、こゝは矢張りその傳

へに従つて、同事件の發生により支那人士の天主教

に關する注意が一層深まるに到つたと考へて置くの

を便とする。

かく狀勢が悪化して來た時、四月十九日に至り、突

如として問題を絶惡の場面に赴かしめる基となつた

一事件が勃發した。即ち陝西道監察御史甘家斌によ

る「請嚴定傳習天主教治罪專條摺」の奉呈がそれで

ある。同摺の主要な部分は次の如き文字からなつて

居た。

惟天主教自康熙年間流入內地、曾延及廣東・陝

西・四川・湖廣・山東・山西・直隸等省、以至京師、

皆被煽惑、歷經查辦、毫無底止、推原其故、總因該

教性最狡黠、巧於避就、又因辦案時人數過多、難

加深究、故同係邪教惑人、而治罪獨輕、且地方官

並無處分、不免因循、就令查辦、亦不過遵照成案、

難以示懲、以致肆無忌憚任意蔓延、殊爲風俗人心

之害、並恐積而愈衆、滋生事端、查該教不敬天地、

不祀祖先、不孝父母、不畏刑罰、種種欺公、藐法・

背名・畔義、實屬以邪害正情、理難容、既經造書煽

惑、動賈數千戶人民、泯蔑綱常、背違法紀、即係言妖惑衆、其設立十字架、誘衆禮拜、亦與隱匿圖像、燒香集衆者、情節相同、未便治罪獨輕、致無顧忌、且聞該教能以符咒壘惑誘汚婦女、誑取病人目精、律貴誅心、該教既非圖財、又非勸善、果何所爲、而必隻身傳教、迷人行惡、亦未便任其狡展、不實不盡、至內地民人食德服疇、膽敢信從邪教、目無尊親、不惟轉相轉授、罪無可逭、即自行學習、亦有應得之罪、雖犯案之後法難及衆、然必嚴定條例、以杜其漸、乃爲辟以止避之道、相應恭摺請旨勅下部臣、查照煽惑及衆各例、詳定科條、以符情罪、并酌定失察職名、務使人知儆畏、稽察認真、庶刑期無刑、可以長臻寧謐、議定之後、行文各省、出示曉諭、以一年爲限、自首免罪、地方官並免議處、若逾限不首、未經查拿、均照新例辦理。

これは天主教にとつては全く怖るべき内容を盛つたものである。成程その中には天主教に對する正當

な認識も含まれて居るが、同時に又純然たる誤解をも包有して居る。例へば天主教徒が天地を敬はず、祖先を祀らず、父母に孝せず、刑罪を畏れないと云ふのは或程度まで真相を傳へたものであるが、婦女を蟲惑誘汚し、病人の目精を取るなどと云ふことはひどい誤解である。支那では一般に天主教迫害に際して宣教師が婦女を誘汚し、病人の目精を取ると言はれることが多く、これが屢々迫害の原因の一となつた。それは一體何に起因するかと言へば、婦人に關する問題は、主として天主教に於ける男女共同集會に基くものであつて、宣教師が西洋で行ふが如く、支那人男女を同一教會に集めてこれに説教し、懺悔を聞き、洗禮を施したのを、「男女七歳にして席を同じくせず」と云ふ道徳によつて養はれたと云ふか、それとも特別嫉妬心が強いと言ふべきか、兎に角支那人男姓の怪しむところとなり、その結果宣教師達が女子を誘惑してこれを汚すのであると云ふやうな評

判を立てられることになつたのである。<sup>(28)</sup>一人方又病人の眼玉を抜くと云ふのは、宣教師等が行路病者や捨子達を憐んでこれ等を自家に收容し、或ひは手當を施し、或ひは養育したりして居たのを、さう云ふものに對して殆んど同情を有しない支那人が甚だ奇異に感じ、これは何かあるに違ひない、多分眼玉を抜いて回青藥を造るのであらうと噂するに至つたものである。これらの批難は宣教師達のやり方一つによつては避ければ避けられ得るものであつたが、兎に角全くの虚聞であつたことは確かである。<sup>(29)</sup>唯「其設立十字架、誘衆禮拜、亦與隱匿圖像・燒香集衆者、情節相同」と云ふのは、天主教徒が自ら十字架を禮拜しながら、他の宗教のことを偶像崇拜であるとして批難するのに對する痛烈なる反批判であるとも言へるのであつて、これは既に昔からの支那人の天主教に對する冷靜な見方の一つであつたのである。而してこれらの批難が當るか當らざるかは別とし

て、既に左様な内容を盛つた御史の摺が上呈せられ、同時に天主教徒に對する科條の嚴定が奏請されたと云ふことは、天主教徒はもとより宣教師にとつて誠に怖るべきことであつたに違ひないのである。かくてこゝに狀勢は遽かに惡化することとなつた。

皇帝は甘家斌の摺が上呈された四月十九日、直ちに内閣に諭旨を下し、刑部をして甘家斌が奏した條項について論議するやうに命じた。その上諭は左の如きものである。

御史甘家斌奏請定西洋天主教治罪專條一摺、西洋人在京、專令其推步天文算法、不准出外滋事、伊等素奉天主教、是其國俗、若祇以本國之人、自傳本國之教、原可不必深究、乃竟敢誑惑內地民人、遞相傳習、致爲人心風俗之害、則不可不嚴設例禁、前此屢示懲創、未經詳立科條、著交刑部、核議具奏。<sup>(30)</sup>

かく皇帝が甘家斌の奏請を容れるに至つては、最

早形勢は如何とも動かし得ないものとなつた。とは言へ宣教師とてもこの難局を打開すべき何らの方策にも出でなかつた譯ではない。即ち彼等は甘家斌の奏請が行はれたのを知るや、直ちにこれに對する反對意見を述べた一上申書を作り、自分達の監督官の一人と、宣教師達に對して前々から好意を示して居

た皇帝の甥某に提出し、同文書の皇帝への奉呈を請うたのであつた。併し寄託を受けた兩人はそれを皇帝に奉呈することに就いては明言を與へず、唯若し機會が得られたならば、その文書に關して皇帝に一言するであらうと約したゞけであつた。而してこの宣教師達の計畫は水泡に歸した。何故なら彼等兩名の者はその約束した事柄に就いて何らの行動にも出でなかつたからである。そこへもつて五月には終に甘家斌の奏請に基いた刑部核議の要綱が摺奏された。かくては宣教師達の採るべき手段は此上何も残

らないこととなつたのである。

「清代外交史料」嘉慶朝卷三に掲載されて居るこの刑部の摺は頗る長いものであるが、その最も重要な部分は、天主教傳道者並びに隨從習教者に對する左の如き科罪案である。

嗣後西洋人有私自刊刻經卷、倡立講會、蠱惑多人、並旗民人等向西洋人轉爲傳習・誦經・立會・煽惑及衆、確有指責者、其爲首之人、卽照左道異端煽惑人民爲首律、擬絞監候、爲從及被誘入教之人、照煽惑人民爲從例、發黑龍江、給索倫達呼爾爲奴、旗人銷除旗檔、如有妄布邪言、關係重大、或符咒蠱惑誘汚婦女、並誑取病人目睛等事、仍臨時酌量、各從其重者論、至此等被誘入教之人、蔓延既衆、傳染亦深、勢難比戶搜查、應請勅下步軍統領衙門・都察院・順天府・暨直省各督撫、將現定新例凱切遍示、正其趨向、予以自新、能於一年限內、幡然改悔、情願出教者、概予免罪、如已過定

限、尙未出教、到官後始行悔悟者、於遣罪上、減一  
等、杖一百、徒三年、倘始終執迷不悟、卽照新例發  
遣。

天主教徒に對する刑部のこの科罪案は、邪教を弘  
布して人民を煽惑した者の中、首たる者は絞監候に  
施すと云ふ律、及び従たる者は黒龍江省に送つて索  
倫・達呼爾人に與へ、その奴となさしめると云ふ例に  
基き、これに乾隆四十九年・五十年、及び嘉慶十年の  
禁歴の際に於ける天主教徒處分の例を參考として作  
られたものである。内容に就いては別に説明を要し  
ないが、唯今後自から首となつて傳道に従事しな者  
は絞監候に擬すべしとあるのは注意すべきである。  
今迄の禁歴に於いては傳道首謀者を死刑に處するや  
うなことはなかつたが、この科罪案に於いては絞監  
候が求められて居る。これは天主教に對する支那人  
の疑懼の念が一層加はつたことを示すもので、刑部  
が天主教を以て、偶像崇拜的祕密結社と同一視する

に至つたことを語るものである。尙ほ刑部はこの科  
罪案の次に宣教師等に關して

唯西洋人在京供職應役者、本屬無多、其並無職役  
之人、不應潛留京師、應請勅交該管堂大臣、查明  
現在必須供應職役者、酌留數人、仍嚴加禁約、不  
許與旗民人等往來交接、其餘無職役之人、概不准  
潛留京師、傳教煽惑、勒定年限、全行遣回本國、至  
直省地方、並無西洋人應當差役、原不應潛留居  
住、應令各直省督撫將軍等、嚴密訪查、如有西洋  
人在該處居住者、亦勒限全行遣回本國、並咨行沿  
途地方官、及兩廣閩浙總督、一體稽查、毋得任其  
逗遛。

と述べて居る。元來宣教師は單なる技藝奉仕者とし  
ての資格に於いてのみ、北京在住を許可されて居  
た。故に若しこの基準が嚴格に守られて居たのであ  
れば、右の如き奏請が行はれる筈はなかつたのであ  
るが、これが充分に守られず、と云ふよりも宣教師が

巧みな手段によつて潜入したゝめに、終に技藝奉仕者以外の宣教師の滯留を見るに至り、その結果かゝる奏請を行はねばならなくなつたのである。尤も潛入宣教師の外に會つては技藝奉仕者として入京を公許され、職を奉じたが、其後免職されてこの時には無職で居た者も勿論居た譯である。いづれにしても刑部は職役を有しない宣教師を回國せしめ、奉職者には出来るだけの監督を加へ、民人との交際往來を許さなければ、天主教の流布を防ぎ得ると考へて居たことは確かである。一體に雍正以後天主教傳道は嚴禁されて來たが、唯宣教師の中で技藝（就中天文技術）奉仕の出来る者のみは來京當差を許可されて居た。然るにこれらの宣教師はかゝる世俗的な仕事だけで満足する筈がないから、常に當局の目を潛つて傳道を行ふ譯で、これが再三に亙つて起つた天主教禁壓の根本原因である。支那人にして若し天主教を放逐せんとせば、いかなる種類の宣教師と雖もこれ

を入國せしむべきではなかつたのである。然るに支那當局者はこの根本的措置を採用せず、依然として欽天監其他に西洋宣教師を使用し續けて來た。これは明代以來の傳統に基くものであることは勿論であるが、宣教師の天文學上の知識が遙かに支那人の上に出で、従つて正確なる曆を民衆に與へるを以て王者の第一要務とする支那人としては、これは誠に已むを得ざることでもあつたのである。併しこれでは天主教の徹底的抑壓は到底不可能であり、換言すれば支那當局がかゝる態度を採つたればこそ、その永き禁壓迫害の時代を通じて天主教は兎も角もその命脈を維持し得たのである。右の刑部の意見も、全くかゝる傳統の方策の範圍を出でないものであつて、唯無職宣教師を回國せしむべしとある點にやゝその積極性を認め得るに過ぎないのである。

## 四 無職宣教師に對する

## 歸國命令

嘉慶帝は刑部の摺が奉呈された五月二十九日、直ちに上諭を發して左の如く述べた。

刑部議覆御史甘家斌奏請嚴定西洋人傳教治罪專條一摺、西洋人素奉天主、其本國之人自行傳習、原可置之不問、至若誑惑內地民人、甚至私立神甫等項名號、蔓延各省、實屬大干法紀、而內地民人安心被其誘惑、遞相傳授、迷罔不解、豈不荒悖、試思、其教不敬神明、不奉祖先、顯叛正道、內地民人聽從傳習、受其詭立名號、此與悖逆何異、若不嚴定科條、大加懲創、何以杜邪術而正人心、嗣後、西洋人有私自刊刻經卷、倡立講會、蠱惑多人、及旗民人等向西洋人轉爲傳習、並私設名號、煽惑及衆、確有實據、爲首者竟當定爲絞決、其傳教煽惑而人數不多、亦無名號者、著定爲絞候、其僅止

聽從入教、不知悛改者、著發往黑龍江、給索倫、達呼爾爲奴、旗人銷去旗檔、至西洋人現在京師居住者、不過令其在欽天監推步天文、無他技藝足供差使、其不諳天文者、何容任其間住滋事、著該管大臣等、卽行查明、除在欽天監有推步天文差使者、仍令供職外、其餘西洋人俱著發交兩廣總督、俟有該國船隻到粵、附便遣令歸國、其在京當差之西洋人、仍當嚴加約束、禁絕旗民往來、以杜流弊、至直省地方、更無西洋人應當差役、豈得容其潛往傳習邪教、著各該督撫等、實力嚴查、如有在境逗留者、卽即查拏、分別辦理、以淨根株、餘照該部所議行。<sup>3)</sup>

右上諭の目的とするところが刑部擬案の批准にあることは、云ふまでもないが、唯これが刑部擬案と異つて居るところは、前者が西洋人にして自ら經卷を刊行し、講會を立て、多人數を蠱惑した者、及び支那人にして西洋人より天主教を傳習し、轉じて一般民

衆を煽惑した者の中で、明證のある者はこれを絞監候に擬すべしとあるのに對し、後者に於いては、この

種の犯人を二つに分け、西洋人にして自ら經卷を刊刻し、講會を倡立し、多人を蠱惑した者、及び旗民人にして西洋人より天主教を傳習し、私に名號（神甫・司鐸等）を設けて衆人を煽惑した者は、實據あらば

これを絞決の刑に處し、又傳教煽惑したが、その人數が少く、且つ名號を有しない者には絞候の刑を與ふべしとある點である。即ち嘉慶帝が天主教傳道者に對する刑部の科罪案を以てしては未だ足れりとせず、極罪を以てこれを遇せんとしたことが知れるのである。兎に角右の上諭はこれ以後道光末までの天主教禁歴に際して常に參考に供された極めて有名なものであるから特に注目する必要がある。

尙ほ刑部議奏の第二の要點であつた無職西洋人を歸國せしむべしと云ふ條項は、右五月二十九日の上諭によつて完全に准許された。而してこれが宣教師

達に與へた影響には極めて著大なものがあつたから以下少しくそれに就いて述べることにする。

嘉慶十六年七月十四日、管理西洋堂事務大臣福慶等は大意左の如き奏請を行つた。

吾々は五月二十九日の諭旨に違つて西洋堂に到り、各西洋人に逐一曉諭を加へた。調査の結果現在京師に居る西洋人は全部で十一人であることが判つた。その内福文高は現に欽天監監正であり、李拱宸・高守謙の兩人は同監副の位置にある。又南彌德は今内閣に在つて繙譯に従事して居る。以上四名は旨に違つて今後共滯京當差を許すべきである。この外の七名の中、賀清泰は曾つて六品頂戴を受け、現在年七十八歳、乾隆三十六年の來京であり、吉德明は六十三歳、乾隆十九年の來京であるが、兩人共老齡多病、遠途の旅行には耐え得られないものがあるから、留京を許されんことを求む。其他の五名の中、畢學

源は嘉慶九年、高臨淵は乾隆五十年、顏詩莫・王雅各伯・德天賜は乾隆四十九年の來京である。これ等十一名の言ふところによれば、彼等は嘉慶十年の禁歴以後は取締りが嚴重であつたので一切支那人とは交際しなかつたとのことである。思ふに彼等の言は信じて然るべきであらう。無職五西洋人の中で惟畢學源だけが天文算法に通曉して居り、他の四名（高臨淵・顏詩莫・王雅各伯・德天賜）は學業未精、唯繪を描き、時計を造り得るに過ぎない。よつて留京は無用であるから、旨に違つて歸國せしめるのが妥當だと思はれる。年老多病で遠行不能の賀清泰・吉德明兩人と、天文算法を諳習し、欽天監に在つて差使可能の畢學源とを、果して留京せしむべきか否かは偏へに天恩に出づる次第である。<sup>(87)</sup>

先づ文中に見える十一名の宣教師の洋名を検出せねばならぬ。福文高が Dominique Joachim Fe-

reira、李拱宸が Joseph Nunez Ribairo、高守謙が Monteiro da Serra、南彌德が Lamiot、賀清泰が Louis de Poirot、顏詩莫が Anselme、德天賜が Adéodat、<sup>(88)</sup>であることは既に明かなることとして、残りの吉德明・畢學源・高臨淵・王雅各伯の四名を誰に比定すべきであらうか。吉德明は賀清泰と共に老齡にして遠行不能であると云ふので、福慶等より留京を許されんことが求められて居る。 Nouvelles Lettres édifiantes 第五卷所載 Dufresse の手紙に、この禁歴に際し二名の宣教師は老齡の故を以て滯京を許されたと思へ、その註に二名の宣教師とは會つての耶蘇會士 Poirot と、北京の佛蘭西ラザリスの長たりし Jean-Joseph Ghislain に外ならぬと書かれて居る。故に賀清泰にして Poirot に比定されるとすれば、吉德明は Ghislain を指すものと考えねばならぬのである。畢學源は「正教奉養」及び Moidrey, La hierarchie catholique en Chine 等の傳により、彼が

葡萄牙ラザリスト (Gaetan Pires-Pereyra) に當てられるべきことは確かである。<sup>(38)</sup> 以上九宣教師の洋名檢出は頗る容易であり、從つて又誤りもなすことゝ思ふが、残りの高臨淵・王雅各伯兩名に就いては自信ある比定をなすことは困難である。併し兎に角この二人が伊太利聖ジャン・バプチスト會員 Conforti 及び Ferretti であることだけは分るのである。何故ならば、福慶等によつて學業未精歸國せしむべしと奏請された宣教師は高臨淵・顏詩莫・王雅各伯・徳天賜の四名であるが、Richenet はこの禁歴に際して伊太利聖ジャン・バプチスト會士 Conforti, Ferretti 及び伊太利アッグスチヌス會士 Adeodat, Anselme の四名が歸國を命ぜられたとなして居り、顏詩莫・徳天賜が夫々 Anselme, Adeodat に當てられるとすれば、残りの高臨淵・王雅各伯は Conforti 及び Ferretti に違ひあるまいからである。併しどちらが Conforti に當り、又どちらが Ferretti に比定されるかは私の使

用した史料の範圍内では決定し難いのである。唯高臨淵は乾隆五十年に來京したと云ふことになつて居る。Nouvelles lettres éditantes 第二卷によれば、<sup>(40)</sup> Conforti は一七八五年の四月に來京した如く傳へられて居る。一七八五年の四月は乾隆五十年二・三月の交であるから、この傳へに従へば高臨淵は正しく Conforti に比定されるべきものゝやうである。併し支那側史料に何年の來京とあるのは往々にして來支の時期と來京の時期とを取違へて居ることがあるので (吉徳明即ち Ghislain は乾隆四十九年の來支、五十年の來京であるのに、福慶の摺では四十九年の來京となつて居る)、これを唯一の鍵として問題を解決するのは危険であるとも考へられる。とは言へ別にこれ以上の方法が見付からないので、高臨淵の高 (Kao) と Conforti の Con が共に K 音で始つて居ること等を考へ合はせて、今のところ、一應高臨淵を Conforti に王雅各伯を Ferretti に比定して置

くこととする。さてこれらの宣教師の國籍・所屬會派及び居住教堂を表示すると左の如くなる。

漢名	洋名	國籍	所屬會派	居住教堂
福文高	Ferreira	葡萄牙	聖ラザール會	東堂
李拱宸	Ribeiro	葡萄牙	聖ラザール會	南堂
高守謙	Serra	葡萄牙	聖ラザール會	東堂
南彌德	Lamot	佛蘭西	聖ラザール會	北堂
賀清泰	Poirot	佛蘭西	舊耶蘇會	北堂
吉德明	Guistain	佛蘭西	聖ラザール會	北堂
畢學源	Pires	葡萄牙	聖ラザール會	南堂
高臨淵	Conforti	伊太利	聖ジャン・パプチ スト會	西堂
顏詩莫	Anselmo	伊太利	アウグスチヌス會	西堂
王雅各伯	Ferretti	伊太利	聖ジャン・パプチ スト會	西堂
德天賜	Adorlat	伊太利	アウグスチヌス會	西堂

この表によつて見るに、福慶等によつて回國を奏請されたものが、伊太利系宣教師即ち西堂居住の西洋人であつたことが知れる。佛蘭西系及び葡萄牙系の宣教師即ち東南北三堂居住西洋人は、學藝に達熟して居るとか、老齡だとか云ふ理由で、何れも安堵せしめられるやう懇請された譯である。葡萄牙宣教師

が職を欽天監に奉じて居たのはその傳統に基くものであつて、彼等が自己の地位を固持すべく努め、且つ支那側より常に好意を以て遇されて來たことは、この場合に於いても効果を奏し、福文高以下五名とも滞在を許すべしと言はれたのである。佛蘭西宣教師來支の由來は葡萄牙宣教師のそれ程古くはないが、一時極めて有能なる人士が多數來入したため、次第に勢力を得、葡萄牙宣教師の牙城たる欽天監さへも、彼等の手に落ちんとした程であつたが、雍正・乾隆兩時代を経ると共に祖國の衰退・耶蘇會の解散等を主要なる原因として漸く勢力を失墜し、こゝに名の見える賀清泰に僅に往昔の佛蘭西耶蘇會士全盛時代の名残りを見得るに過ぎなくなつて居たのである。南彌德と吉德明は支那に於ける佛蘭西宣教師の全滅を救ふべく聖ラザール會より派遣されたものであるが、南彌德は幸ひにも内閣に在つて對露外交文書翻譯の任に當つて居たため、回國の必要なしと認めら

れ、賀清泰・吉徳明の兩人は老齡遠行に適せずと云ふので留京せしめては如何と奏された次第である。伊太利宣教師は殆ど總て法皇廳直屬の布教聖省より派遣されて來たもので、その點他國宣教師が國家の援助の下に來朝したものとは頗る趣きを異にして居た上に、その來朝の由來は最も新しく、従つて勢力は誠に微々たるものであつた。然も彼等は支那側の最も欲した天文曆學に關する素養を持たず、主として美術工藝を以て宮廷に仕へたに過ぎなかつたから、最少數の宣教師を留京せしめようと云ふ此の場合、終に回國せしむべきが妥當であらうと斷ぜられるに至つたのである。

福慶等の傳へを信ずれば、大體右のやうなことが言へるであらう。然るに Richenet は稍々これと趣きを異にした記述を残して居る。即ち

役人達は、皇帝は宣教師全部を送還せしめようと希まれるのではなく、唯宣教師が天主教を説

くことを喜ばれないのであると宣言し、若し國に戻り度い者があるならば自由に申し出てよいと述べた。これに對して宣教師達は答へた。我々は教へを求めてやつて來る人々に、何等の指導をなすことなく徒らに滯留することは出来ぬ。又我々及び我々の宗教がかくも手痛く誹謗され、屈辱を以て滿されたにも拘らず、依然便々として居残る譯にはゆかぬと。役人達はこれに抗辯した。併し結局皇帝が准許されるならば歸り度いと申し出たのは四名の伊太利人と、南京の司教 (Bishop) とだけであつた。この時に役人達は何も命令することを敢てしなかつた。彼等は宣教師達に熟慮の時を與へるのだと言つた。一ヶ月の後、彼等は歸國の希望を表明した歐人達に、尙ほ先きの希望を固持するかどうかと尋ねた。五名はこれを肯定した。殘留組の師父達に懇願された南京の司教は、翌日直ちに若干の

贈物を副へて取消書を送達した。そのため彼の名前は消されるに至つた。歐人達の住所に於いてなした査問の報告書を役人達が作つたのは實にその時のことである。該報告書の中には、四名の者は不用であるから送還されるべきであると書かれてあつた。これは一種の支那人氣質から出たことで、役人達は全宣教師が歸國を希望しなかつたのを大變よろこんだにも拘らず、四人の者が在留を欲しないから歸らうとするのであると云ふことを敢て認めようとはしなかつたのである。<sup>(48)</sup>

と言つて居るのがそれであるが、これに従へば高臨淵以下四名の宣教師は自ら歸國を希んだと云ふのである。尙ほ彼は四宣教師が歸國を希望した理由に就て

57  
禁止(西洋堂へ入ることの)にも拘らず、天主教徒はいくらかの金を衛兵に與へることによつて

屢々入堂しにやつて來た。支那人の僧生や神甫を全然有して居なかつたし、狀況は益々負擔を重くする一方であつたにも拘らず、要費を支ふべき何等の手段をも有しなかつた伊太利宣教師等は、他の宣教師の如く留るべき理由を少しも有しなかつたのである。<sup>(49)</sup>

と述べ、高臨淵等は自分達の教堂が外部と全く隔絶されてしまつては、最早宣教師としての活動が出来なくなる上に、生活費を得べき手段をも失ふことになるので、いさぎよく歸國を志願したと云ふのである。果して Richenet の言ふが如く、四宣教師が自ら歸國を志願したのにも拘らず、役人達は上奏に際し、その支那人氣質よりして彼等は無用であるが故に歸國せしめたがよいと斷じたものと見るべきであらうか。Latourrette 氏はこの點に關して斷定を避け、「新章程を守つて残るよりは、寧ろ自ら去つた方がよいと考へたのか、それとも帝國より驅逐され

たのかどちらかである」と言つて居る。併し私は福慶等が宣教師に歸國希望の有無を尋ねたのは彼等の私的な好意に基くに過ぎないものであると考へて前後の事情を次の如く考へる。

五月二十九日、刑部は摺奏し、西洋人で北京に滞留することを許されて居る者は、學藝奉仕に當たる少數の者に限られて居るのであるから、西洋堂大臣に勅を下して、現在必ず職役に供應すべき者を取調べしめ、數人を限つて在留を許し、一般旗民人とは交際しないやうに監督を加へ、職役の無い他の西洋人は總て歸國させては如何と述べた。皇帝は即日刑部の奏請せるところを許し、管理西洋堂大臣等をして宣教師等を取調べしめ、欽天監に在つて天文を推歩し得る者は滯京當差を許し、他はこれをその本國に歸還せしめることゝすると云ふ旨を内閣に諭した。この諭旨を傳へられた管理西洋堂大臣福慶等は、命に違つて西洋堂に到つたが、彼等はその職掌上西洋人

と交はるところ多かつたため、宣教師達に對して個人的好意を有して居り、なるべくならば被害者を多く出すまいとして、先づ皇帝の諭旨を傳へ、次いで歸國を希望する者があるかどうかを尋ねた。ところが天主教が從來より更に一層嚴禁されては、自分達の生活さへ維持出來なくなる上に、天文學的素養を有しなかつた高臨淵等は、既に在留は無用且つ不可能だと悟り、自ら歸國を志願した。而して一ヶ月後役人は彼等の決意をいま一度確かめた後、その決意の固きことを知つて遂に七月十四日の摺奏を行つたのである。かく宣教師達に歸國希望の有無を尋ねたのは福慶等の私的な好意に基くものであると考へれば、Richeuet の傳へと漢文史料との間の喰違ひは説明出來るのである。而して福慶等が平生から宣教師に對して好意を有して居たことは Richeuet も傳へて居るところであり、又七月十四日付の彼等の摺で吉徳明・賀清泰は老齡であるから留京を許されん

ことを請ふと述べて居る點からも充分にそれを推測し得るのである。尙ほ畢學源 (Pires) もやはり歸國を希望したと云ふことであるが、彼は唯に天主教及び宣教師が誹謗されたのを憤慨したばかりでなく、現にこの時職を未だ欽天監に奉じて居なかつたから、一應歸國の希望を述べたのであるが、別に心から歸り度かつた譯でもなく、又同志たる葡萄牙ラザリストは皆残留すると云ふことであつたから、後贈賄して歸國の意の失はれたことを告げたのであらう。その結果が畢學源は天文算法を諳習して居るから、或は欽天監に於いて差使すべきやと云ふ上奏となつたものと見られる。

管理西洋堂大臣福康等の摺が上呈された七月十四日、嘉慶帝は直ちに左の上諭を發した。

據管理西洋堂事務大臣福慶等奏、查得西洋人賀清泰・吉得明現在年老多病、又畢學源尙能諳曉算法、此三人請令留京、其高臨淵・顏詩莫・王雅各

伯・德天賜四人、學業未精、留京無用、請俱遣令歸國等語、賀清泰・吉德明・畢學源三人、著准其留京、飭令在西洋堂安靜居住、其高臨淵等四人、著交步軍統領衙門、於伊等起程時、派參將遊擊二員、酌帶兵丁數名、伴送至良鄉縣、直隸總督另於文職同知通判內、武職遊擊都司內、揀派委員、帶同兵役接替伴送出境、其山東以下經過各省、均照直隸一體派員接替、到粵後、交該督松筠收管、俟有便船、飭令附載歸國、其沿途所過地方、及到粵居住之日、均不許令與內地民人交接往來、倘有意外之事、惟伴送之文武員弁是問、慎之。

この上諭によつて賀清泰・吉德明・畢學源の三名（福文高等四名の者は勿論）は留京を許され、これに反して高臨淵以下四名は廣東に護送され、同地より便船を待つて歸國せしめることが決り、しかもこれらの宣教師の護送方法まで詳しく定められたのである。尙ほ嘉慶帝は七月十六日更に

現在西洋人之留京者祇有七人、此七人中其有官職差使者、出入往來、俱有在官人役隨地稽查、不能與旗民人等私爲交接、其老病者不過聽其終老、不准擅出西洋堂、外人亦不准擅入、管理大臣及官員弁兵、巡邏嚴密、諒不至聽有傳教惑衆之事、至外省地方、本無需用西洋人之處、即不應有西洋人在境潛住、從前外省拿獲習教人犯、每稱傳播始於京師、今京師已按名稽覈、徹底清釐、若外省再有傳習此教者、必係另有西洋人在彼煽惑、地方匪徒私自容留、不可不加之厲禁、除廣東向有西洋人來往貿易、其居住之處、應留心管束、勿任私行傳教、有不遵禁令者、即按例懲治外、其餘各直省、著該督撫等飭屬通行詳查、如有西洋人在境、及續有西洋人前來者、均令地方官即行查拿具報、一面奏聞、一面遞交廣東遣令歸國、如地方官查辦不力、致令傳教惑衆、照新定條例嚴參重處、若內地民人私習其教、復影射傳惑者、著地方官一律查拿、按

#### 律治罪。

と云ふ上諭を降した。この上諭の主旨は從來地方各省は天主教徒を捕へる毎に、傳播が京師より如何つたと唱へるのを例として居た。然るに今や北京在住の宣教師は嚴重なる監督を加へられ、外部とは全く隔絶せられてしまつたから、若し今後地方に天主教徒が發見されたならば、それは該地方に西洋人が潛入して傳教して居るためである故、各地方督撫は直ちに查拿を行ひ、捕へたならば、一方事件を奏聞すると共に、他方ではその宣教師を廣東に送り、そこから歸國せしむべきである」と云ふのである。而してこの諭旨は直ちに地方長官等に通達されたに違ひないからこゝに地方天主教徒、就中地方在住の宣教師の立場は甚だ危険なものとなつたのである。

以上嘉慶帝が再三に互つて降した上諭により、天主教禁壓に關する政府の方針は完全に確立した。即ち先づ西洋宣教師は主として欽天監に在つて天文を

推歩するに足る極く少人數に限りこれが滯京を許し、彼等に對しては出來る限り嚴重な監視を加へて外部との交際を堅く禁ぜしめる。次いで地方の天主教は從來總て北京在住宣教師の指喙に拘るものと見なされて來たが、既に北京在住宣教師を嚴重に取締ることにした今後は、最早さう云ふことはあり得ないのであるから、天主教徒が居れば必ず同地方に潜入宣教師が居るものだとして、これが査拿に努める。又一般天主教徒に對しては治罪の專條を嚴定して大いに懲創を加へ、愚民のこれに走るのを阻まうと云ふのである。而してこの大方針の決定こそ嘉慶十六年の禁歴に於ける最も重要な事件であつて、以後嘉慶末から道光を通じて約三十年間に亘り、この方針は堅く遵守され、ために激烈な禁歴は各地に生起し、雍正以來絶えんとして絲の如く續いた天主教はこゝに殆ど滅亡に瀕せんとしたのである。

## 五 高臨淵等の離京

高臨淵等四宣教師が歸國を命ぜられた結果として、彼等の居堂たる西堂及びその附屬の建築物は支那人の手に渡されることとなつた。Richenetはこれに就いて

伊太利人達が自己の所有物を賣却し、その代價を持歸るのに何の妨碍をも行はなかつた。彼等の住宅を買ふ人が見付からなかつたので、皇帝は自ら引受けてその代金を支拂つた。<sup>(註)</sup>

と言つて居る。即ち彼によれば家屋は沒收されたのではなくして正當なる代價を以て皇帝が購入したもののやうである。この傳へに相對する漢文史料は「清代外交史料」嘉慶朝三に掲載されて居る嘉慶十六年八月十六日付の左の上諭である。

此項房間、係從前在京西洋人所置、並非高臨淵等出賃置造、著交內務府收管、前次德天賜名下入官

房六十間、曾經官估銀一千四百餘兩、賞給徳天賜、此項房屋間數相等、亦著內務府核實估計、先於造辦處、動支銀六百兩、分賞高臨淵等四人、作爲盤費、令其迅速起程、俟估定價値、除去六百兩外、其餘卽賞給在京當差之福文高等、照數收領、並著內務府速行變價、飭令承賣之人、照民房式樣、拆蓋居住。<sup>(82)</sup>

右によれば西堂及びその附屬建築物は約六十間にも上つて居たものと見える。皇帝は先づこれを内務府をして收管せしめ、六百兩を造辦處より支出して高臨淵等四人に分與し、旅費に當て、彼等の起程を早めしめ、同房屋見積額より六百兩を減じた残りを福文高等留京當差の宣教師に與へ、然る後内務府をして該房屋の賣却を行はしめ、屋根を一般民屋の如く毀ち變へて住まはしめんとしたのである。Richeantが買ふ人が無かつたから皇帝が自ら引受けたと云ふのは恐らくこの一般に賣却される前に造辦處よ

り六百兩を支出して宣教師に與へたことを誤り傳へたものであらう。

高臨淵等四宣教師がいつ北京を發して歸國の途に上つたかは明かではない。唯既に十月四日、浙江常山縣より江西省に入り、水路をとつて十月十五日南昌に到り、こゝより又水行して十一月八日省境大庾縣を出で廣東省南雄州に去つたことは江西巡撫先福の奏報によつて確かである。<sup>(83)</sup>又廣東巡撫韓封の奏に従へば、彼等は間もなく廣東に護送され來つたが、總て呂宋(フィリッピン)に行くことを求めたので、韓封は十二月八日部下をしてこれを澳門に送らしめ、同地の葡萄牙人に引渡して便船あり次第マニラに行かしめる手配を採つたとのことである。<sup>(84)</sup>尙ほRicheantは四宣教師が廣東に到つた際、同地在住東印度會社所屬英國人より好遇されたことを傳へて左の如く述べて居る。

北京を發して歸國の途に上つた四宣教師は途々

政府の費用を以て好遇された。廣東に着くと、彼等は東印度會社員より自己の商館に來り宿するやうにとの懇懇を受けた。Sir George Stauntonの世話好きは、彼の知識及び才能と共に甚だ珍重すべきものがあつた。彼は宣教師等を極めて懇懇に接待し、一七九三年英國使節團が支那皇帝に奉呈すべく齎した種々の機械類の整備を、北京に於いて援助してくれたこれらの宣教師の中の一人を忘却して居ないことを立派に示したのである。宣教師等は二週間以上も英國商館に留まつた。英國人はこの間常にその特性である義俠心を以て彼等<sup>を</sup>を遇した。

マカートニー使節行に際して、その皇帝への贈物を整備を援助した一人の宣教師とは誰を指すものであらうか。一七九三年頃、北京の西堂に居た伊太利宣教師は Pritchard 氏の引くところによれば Peter Adoodato (徳天賜) Anselmo di Santa Margarita

(顔詩莫) Emanuel Comforti (高臨淵) の三名であつたと云ふことで、この中徳天賜は贈物を組立てるために圓明園に残留した、使節一行の監査官 John Barrow、技師にして數學者 Dr. Dinwiddie 兩者の通譯を勤めたと云ふことである。よつて見るに一七九三年皇帝への贈物整備に力を貸した宣教師とは外ならぬ徳天賜即ち Adoodato その人を指すのであらう。徳天賜が時計製作及び其他の技術的方面に特種の才能を有したと傳へられて居ることは、この想像を確かめるものでなければならぬ。尙ほ英國人が宣教師等を宿泊せしめたのは廣東巡撫の依頼に基くものであつた。即ち Morse は次の如く述べて居る。

四人の伊太利宣教師は數學者及び天文學者としての三十年に互る奉仕の後、その地位を失ひ、出來得る限り速かに本國に歸還することを命ぜられた。廣東に到着するや、巡撫はコミッティに對し、彼等を世話してくれと依頼した。コミ

ッティは喜んで宣教師達を商館に迎へた。併しその際コンミッティはこれらの宣教師の母國である伊太利は唯に大英帝國より地理的に隔つて居るのみならず、現在は我國と永く敵對關係にあつた某國の所有下に入り居るを以て、彼等を母國に送還することは不可能なる旨表明した。かくて結局宣教師等は太平洋及び大西洋を横斷して歸國せんと希望の下にマニラに赴いた。<sup>(67)</sup>併し實際に於いてマニラに向つたのは彼等の中唯一名だけで、他の三名は全く別行動を採つたものやうである。即ち Richenet は四宣教師の行先に關して左の如く述べて居る。

宣教師達は當時の歐洲の狀況に鑑み、故國に歸ることを希まず、マニラに行き度いと願つた。

廣東省當局は容易にこれに同意を與へた。何故ならば役人達は地理學者の説に従つて、マニラはイギリスよりも宣教師等の本國に近いと判斷

したからである。四宣教師はフィリッピンへの便船を求めするためにマカオにやつて來たが、その中三名はマニラ以外の地の方が自己の一身を捧げた仕事を果すのに好適であると考え、一名はマカオの聖ジョゼフ學院に残つて、神甫職獲得を志す支那人の教育に當り、他の二名は Prince de Galles (ビナン島) に行き、Lefondal が英國政府の保護の下に支那青年を教育するために建てた學院内で同様の目的の下に働いた。<sup>(68)</sup>

蓋しこれは信ずべき傳へであらう。尙ほあくまでも初志を貫徹してマニラに到つたと云ふ宣教師が、徳天賜その人であつたらうことは、一八一八年(嘉慶二十三年)の頃彼がマニラに居たと云ふ別の傳へによつて充分に想像されるのである。<sup>(69)</sup>

思ふに宣教師等は皇帝より歸國を促され、且つ又禁壓下に在つて在京することの不得策なるを信じて廣東にやつて來た。彼等が北京を發つ時に果して歐

洲に歸る希望を實際に有して居たかどうかは明かない。併し廣東に到つて英國の商館に入り、彼等の接待を受けるに及び、歐洲の事情、並びにこれに伴ふ歐洲國民間の感情の動きを充分に察知したらうと思はれる。即ちこの時代の歐羅巴はナポレオン戰役の最中で、彼の勢力が絶頂に達して居た時であつた。

伊太利・西班牙等は總て彼の勢力下に立ち、英吉利は聯合軍と共にこの勢力を打破すべく全力を盡して居た。従つて伊太利宣教師は英國人の助力によつて歸國し得ざる立場にあり、同時に又プロバガンダの僧に對して常に好感を懷かざる葡萄牙人の援助は本より期待し得ざるものであつたから、與國である西班牙船に便乗してマニラに到らうと一應は考へたものであらう。併し彼等は元來一身を神に捧げるつもりで遠く東洋に渡つたものである上に、よしんば紛亂の中にある歐羅巴に歸國したとしても何等の活動を果し得ざることを悟り、かくて四名の中三名は夫々

マカオ或ひはビナンに職場を求め、獨り徳天賜のみは、果して故國に歸る希望を有したがためであるかどうかは明かではないが、兎に角マニラに赴いたものであると思はれる。

## 六 天主教失察官吏に對する

### 處分規定

嘉慶十六年五月二十九日の摺に於いて刑部は天主教失察官吏に對する處分に就いて左の如く言つて居る。

至失察西洋人潛住境内、並傳教惑衆之該管文武各官、應議處分、恭俟命下、臣部移咨吏部、會同兵部、核議具奏。

同日皇帝は上諭を以て刑部の請ひを許した。かくてこの結果七月十六日付の吏部尙書瑚圖禮等による、失察官吏の處分規定案の上奏となつたのである。今その規定案の要旨を掲げれば次の如きものである。

る。

一 天主教に誘はれて習教した者で今後一年間中に悔悟出教して自首を行つた者には刑部はその免罪を規定した。故に失察地方長官も又議處を免かれる。

二 地方にあつて西洋人が傳教を行ひ、經卷を刊刻し、講會を倡立した場合、及び内地人が西洋教を傳習し、誦經立會した場合には、これらの者の查拏を行はなかつた州縣官は、二級を降して調用せしめ、該管上司は一級を降して留任、督撫には罰俸九ヶ月を與へる。

三 州縣官が犯徒の過半を獲、兼ねてその首犯を捕へ得た際には議處を免れる。

四 西洋人が地方に潛住しはしたが、傳教を行つた模様がなく、又内地人で西洋教を受習しはしたが、未だ宣傳・誦經・立會等のことを行はない節は、查拏を怠つた州縣官は一級を降し

て調用、該管各上司には罰俸一年を、督撫には同六ヶ月を與へる。

五 西洋人が唯境内を過ぎたゞけで逗留したことの無い場合には、失察の州縣官は一級を降して留任、該管各上司には罰俸六ヶ月を與へ、督撫は議處を免かれる。

六 西洋人或ひは内地人が西洋教を傳布して居るのを諱匿して報じなかつた地方官は、諱盜の例に照して革職、該管上司も均しく諱盜の例に照して分別議處する。

右六條の處分規定案は文官に對するものであるが、同時に武官に對するものもこれに倣つて擬定されて居る。又旗人に關してはこれを特例として扱ひ、嗣後如有旗人習天主教者、將失察之該管官、照地方官之例、降二級調用、兼轄官降二級留任、統轄大臣、照地方統轄官之例、降一級留任、如該管官自行查拏者免議。

と述べて居る。皇帝は即日旨を降して瑚圖禮等奏するところの擬案に承認を與へたが、唯旗人の習教を極度に怖れたため、該失察官に對する右擬案の條文を以てしては未だ足らずとして左の如き諭旨を與へた。

吏部兵部會奏核議失察西洋人傳教之地方文武各官處分、均着照所議行、至旗人等居住京城、尤應遵守法度、該管官耳目切近、亦易於稽察、如有傳習西洋教者、本人既應加等治罪、其失察之該管官、亦應從重議處、所有臣部原議失察旗人潛習西洋教之該管官、降二級調用、着改爲降三級調用、兼轄官原議降二級留任、着改爲降三級留任、統轄大臣原議降一級留任、着改爲降二級留任。

嘉慶十六年の禁歴では旗人習教者は全然發見されるところがなかつたが、皇帝は從來の例に鑑みて、今後に於けるその種の事故の發生を豫測し、かくて右のやうな上諭となつたものである。

上來述べ來つた如く、皇帝は天主教諸犯に對する「治罪專條」なるものを嚴定し、天主教徒判決の基準を與へると共に、右のやうな失察官吏處分の規定を構へ、各地方官其他をして専心教犯の查撃に努めしむることとしたのである。即ち地方官等は若し失察すれば或ひは革職され、或ひは級を降される怖れがあること云ふので、自然誠意を以て事に當ることとなり、從つて效果も上ると云ふ譯であつた。雍正帝以來屢々天主教禁歴が支那に生起し、傳道禁止の諭令が再三發せられたにも拘らず、尙ほ依然としてこの時まで奉教傳習する者の跡を絶たなかつた理由の主なる一つは、地方の文武官が専ら安穩を事とし、朝廷の主旨を奉じて嚴撃を行ふことのなかつたのにあるに明かであるから、こゝに嘉慶帝によつて失察官吏に對する嚴格な處分規定が作られたことは、事に當つて最も有效適切な處置であつたと言はねばならぬ。當時の支那の状態を以てすれば地方の官吏に對して

唯天主教徒の查撃を嚴論したゞけでは未だ充分ではなく、處置は必ずこゝまで推進められねばならなかつたのである。

× × ×

以上嘉慶十六年の天主教禁歴の跡を一通りたどつて見た。蓋し本事件は最初陝西省に於ける單なる地方的禁歴として發生したものであるが、陝西道監察御史甘家斌の摺奏を動機として中央的問題と化し、終に一般的禁歴にまで進展したものである。尙ほこの事件に於いて最も注目すべき點は、一、無職宣教師に歸國を命じ、在留宣教師には一層の監視を加へることになつたこと、二、天主教徒に對する所謂「治罪專條」が創定されたこと、三、天主教失察官吏に對する處分規定が設けられたことの三つであり、かくて天主教取締り手段はこゝに殆ど完備したため、以後嘉慶末から道光初にかけて、地方的に或ひは中央的に幾多の小禁歴が發生し、支那天主教會は將にその

根髓を失はんとするかの形勢を露呈するに至つた。實際ならばこれらの諸禁歴の概略を記して本稿の結語とすべきであるが、別に少しく腹案があるので、ここではそれを割愛し、他日の機會に譲ることとする。

## 註

- 1 拙稿「嘉慶十年の天主教禁歴」(「東亞論叢」第一輯)参照。
- 2 「陝西巡撫董教增、奏拳獲傳習天主教人犯、訊明酌擬、並請查拏西洋堂之補牧司鐸摺」。
- 3 Moidrey, J. de; *La hiérarchie catholique en Chine, en Corée et au Japon* p. 38 に略傳あり。正教叢書卷二「乾隆五十年、湯士選葡(葡萄牙國人)奉旨進京、初任欽天監監副、旋陞監正、兼管國子監算學館」・嘉慶十三年閏五月十三日、湯士選卒、上賜葬銀一百五十兩」と見ゆ。
- 4 *Nouvelles lettres édifiantes des Missions de la Chine et des Indes orientales*. Vol. IV, p. 553.
- 5 Moidrey; *ibid.* p. 53.
- 6 Moidrey; *ibid.* p. 54.
- 7 詳細は將來發表の豫定なる「乾隆四十九、五十年の天主教禁歴」参照。
- 8 *Nouvelles lettres édifiantes*. Vol. IV, p. 52.

- 9 張鐸徳の鐸徳は名ではなくして神甫或ひは司鐸等と同じく Prêtre の漢譯であらうと思はれる。
- 10 其他司鐸に關して次の如く言ひて居る。  
「其教罪並領體係司鐸大權、如職官、各有所司、倘無司鐸、他人皆不能主持其事。」この司鐸の有する權力が純精神的なものであることがよく支那人には分らず、彼等の疑心の對象となつたのである。
- 11 拙稿「乾隆四十九・五十年の天主教禁歴」及び「嘉慶十年の天主教禁歴」參照。
- 12 Nouvelles lettres édifiantes. Vol. IV. p. 533
- 13 Nouvelles lettres édifiantes. Vol. IV. p. 552.
- 14 Nouvelles lettres édifiantes. Vol. IV. p. 552.
- 15 Nouvelles lettres édifiantes. Vol. IV. pp. 553-4.
- 16 「軍機處寄陝西巡撫董教增、除飭令管理西洋堂之祿康等查察傳教人犯外、所有拿獲傳習天主教之張鐸徳、著發往伊犁爲奴上諭」(「清代外交史料」嘉慶朝三)。
- 17 「軍機處奏已將董教增起獲張鐸徳傳習天主教案內之教講、西洋信等件、轉交祿康等、查照辦理片」(「清代外交史料」嘉慶朝三)。
- 18 「正教奉養」卷二に「嘉慶六年、福文高(葡萄牙國人)奉旨進京、十一月、特授欽天監監副」・「嘉慶十三年六月、福文高奉旨補授欽天監監正、兼理算學館事務」・「道光四年正月初二日、福文高卒、上賜葬銀一百兩」と見ゆ。
- 19 「正教奉養」卷二に「嘉慶十年十二月、李拱宸(葡萄牙國人)奉旨補授欽天監監副」・「道光三年、李拱宸奉旨補授欽天監監正、兼管算學館」・「道光六年九月十四日、李拱宸卒、上賜葬銀二百兩」と見ゆ。
- 20 「正教奉養」卷二に「道光六年、高守謙(葡萄牙國人)奉旨授欽天監監正、十七年、因疾告假回西、自後欽天監內、無西土任事者」と見ゆ。彼は實に宣教師として欽天監監正に任ぜられた最後の人であつた。Mordrey, *ibid.*, p. 39. に略傳あり。
- 21 「管理西洋堂事務戶部尙書祿康等覆奏傳集堂內之西洋人、詢無傳教之路姓其人摺」(「清代外交史料」嘉慶朝三)。
- 22 Nouvelles lettres édifiantes. Vol. IV. pp. 553-60
- 23 Thomas, A.; Histoire de la mission de Pekin. Vol. II. p. 86.
- 24 「軍機處寄陝西巡撫董教增、據查西洋堂內並無傳教之路姓、著仍於現獲犯內嚴切根究、據實具奏上諭」(「清代外交史料」嘉慶朝三)。
- 25 「陝西巡撫董教增奏訊明西洋堂、現無在外傳教之人摺」(「清代外交史料」嘉慶朝三)。
- 26 Nouvelles lettres édifiantes. Vol. IV. pp. 555-6. 26傳  
(は宣教師達が傳道資金獲得の手段として貸家業を營んで居たことを語るものである。支那教會經濟史上の重要な文獻で

あじう。

- 27 「清代外交史料」嘉慶朝。  
28 拙稿「支那天主教と女性の問題」(『歴史學研究』六の十一) 参照。
- 29 天津虐殺事件に於いても宣教師等が支那人の眼玉を抜き、心臓を刳ると云ふ噂が盛んであつた。曾國藩がこれを調査し、「竟無確據」としたことは著名である。「正教奉傳」参照。
- 30 「御史甘家斌請定西洋天主教治罪專條一摺、交刑部核議具奏上諭」(『清代外交史料』嘉慶朝三)。  
31 *Nouvelles lettres édifiantes*. Vol. IV, p. 557.  
32 「管理刑部事務董誥等奏酌議御史甘家斌所奏之西洋人傳教治罪專條摺」(『清代外交史料』嘉慶朝三)。  
33 同右。
- 34 「願定西洋人傳教治罪專條、並遵合不諳天文之西洋人歸國上諭」(『清代外交史料』嘉慶朝三)。「大清仁宗睿皇帝實錄」卷二四三、嘉慶十六年五月丙午の條。「大清仁宗睿皇帝聖訓」卷一〇〇「嬉好究」三〇條。
- 35 「管理西洋堂事務大臣福慶等查明應遣歸國之西洋人摺」(『清代外交史料』嘉慶朝三)。  
26 南彌德・賀清泰・顏詩莫・德天賜等の洋名は拙稿「嘉慶十年の天主教禁歴」に於いて比定して置いた。同稿参照。  
37 *Nouvelles lettres édifiantes* Vol. V, pp. 3-4.  
嘉慶十六年の天主教禁歴
- 38 畢學源は天文の心得があると云ふのでこの禁歴に際しても留京を許されたが、後欽天監監副に任ぜられたことは「正教奉傳」卷二「道光二年畢學源(葡萄牙國人)蒙宣宗成皇帝特授欽天監監副、六年九月、因疾致仕」とあるによつて知れる。彼の略傳は *Moldrey*: *ibid.*, p. 31 に見ゆ。當時彼は南京の司教であつたが北京に住んで居た譯である。
- 39 *Nouvelles lettres édifiantes*. Vol. IV, p. 558.  
40 *Nouvelles lettres édifiantes*. Vol. II, p. 56.  
41 詳しくは拙稿「乾隆四十九・五十年の天主教禁歴」参照。  
42 主として *Thomas*; *Histoire de la mission de Peking* に據つて作製。  
43 後藤末雄氏「支那思想のフランス西漸」其の他を参照。  
44 對露交渉上の通譯官であつたことは *Thomas*; *ibid.*, p. 93 に見ゆ。
- 45 *Nouvelles lettres édifiantes* Vol. IV, 558.  
46 *Nouvelles lettres édifiantes*. Vol. IV, 560.  
47 *Latourette*, K. S.; *A History of Christian Missions in China*, p. 177.  
48 *Nouvelles lettres édifiantes*. Vol. IV, pp. 556-8.  
49 「西洋人賀清泰等三人准其留京、高臨淵等四人派員伴送歸國上諭」(『清代外交史料』嘉慶朝三)。「大清仁宗睿皇帝實錄」卷二四六、嘉慶十六年七月庚寅の條。

- 50 「西洋堂管理嚴密不至有傳教惑衆之事、外省地方本無需用西洋人之處、如有潛住傳教者、該督撫即行查拿上諭」(「清代外交史料」嘉慶朝三)、「大清仁宗睿皇帝實錄」卷二四六、嘉慶十六年七月壬辰の條。
- 51 *Nouvelles lettres édifiantes*. Vol. IV. p. 561.
- 52 「發落西洋人自置房間一案諭旨」。
- 53 「江西巡撫先福奏報西洋人高臨淵等歸國過境日期片」(「清代外交史料」嘉慶朝三)。
- 54 「兼署兩廣總督廣東巡撫韓紹、奏謹送西洋人高臨淵等抵粵、飭交澳門夷目收管、俟遇便船、即令回國摺」(「清代外交史料」嘉慶朝三)。
- 55 *Nouvelles lettres édifiantes*. Vol. IV. p. 561.
- 56 Pritchard, E. H.; *Lettres from Missionaries at Peking relating to the Macartney Embassy*(T'oung Pao. Vol. XXXI).
- 57 Morse, H. B.; *The Chronicles of the East India Company trading to China 1635-1834*. Vol. III pp. 164-6.
- 58 *Nouvelles lettres édifiantes*. Vol. IV. p. 562.
- 59 拙稿「嘉慶十年の天主教禁歴」参照。
- 60 註 32 に同じ。
- 61 「吏部尚書瑚圖禮等、奏議擬傳習西洋教之處分摺」(「清代外

62 「定例彙編」卷五八、嘉慶十六年の條。